

青森県報

第七百七十一号

令和六年
六月七日
(金曜日)

目 次

告 示

○青森県不妊治療費助成事業業務委託の支出に関する事務の委託.....	(こどもみらい課).....	一
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....	(健康医療福祉政策課).....	二
○生活保護法による医療機関の指定.....	(同).....	二
○生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出.....	(同).....	二
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出.....	(同).....	二
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定.....	(同).....	三
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の名称変更の届出.....	(同).....	三
○生活保護法による介護機関の指定.....	(同).....	三
○右 同.....	(同).....	四
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定.....	(同).....	四
○右 同.....	(同).....	四
○漁船保険付保義務の同意を求めるための届出.....	(水産振興課).....	五

公 告

○農地を利用する権利の設定の裁定.....	(構造政策課).....	五
○県営土地改良事業計画の変更の決定.....	(農村整備課).....	六
出先機関.....		

○土地改良区の役員の就任及び退任.....	(中南地域民局).....	六
-----------------------	---------------	---

正 誤

○令和六年五月三十一日定例付録目録中.....	(総務文書課).....	七
-------------------------	--------------	---

告 示

青森県告示第三百四十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により次のとおり指定公金事務取扱者に歳出の支出に関する事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年六月七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地、指定年月日並びに委託年月日

名称	住所又は事務所の所在地	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
青森県不妊治療費助成事務センター	青森市新町二丁目二の四 青森新町二丁目ビルディング九階	令和六・五・三	令和六・五・三

二 委託した支出に関する事務に係る歳出

青森県不妊治療費助成事業業務委託の支出に関する事務

三 委託期間

令和六年五月三十一日から令和七年三月三十一日まで

青森県告示第三百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年六月七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	所 在 地	廃止年月日
波紫歯科診療室	十和田市西十二番町七の二七	令和六・三・二五
富野町内科医院	弘前市大字富野町八の三	六・三・三一
青山のむら皮膚科	弘前市大字青山一丁目一〇の一	〃
医療法人原子整形外科医院	弘前市大字代官町五九の一	〃
盛歯科クリニック	弘前市大字桔梗野一丁目四の二〇	〃
中央レディースクリニック	むつ市中央二丁目五の五	〃

青森県告示第三百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和六年六月七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	所 在 地	指定年月日
あじさい皮ふ科クリニック	弘前市大字青山一丁目一〇の一	令和六・四・一
あさり整形外科クリニック	弘前市大字代官町五九の一	六・五・一
十和田済誠会病院	十和田市大字相坂字小林八四の一四	〃
サワカミ薬局相坂店	十和田市大字相坂字小林八三の八	〃

青森県告示第三百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年六月七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

区 分	名 称	所 在 地	変更年月日
変更前	弘前レディースクリニック	弘前市大字駅前町八の一大町	令和六・四・一
変更後	ともえ女性クリニック	弘前市大字駅前町八の一大町 タウンビル三階	〃

青森県告示第三百四十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止し

た旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年六月七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	所 在 地	年 廃 月 日 止
青山のむら皮膚科	弘前市大字青山一丁目一〇の一	令和六・三・三
盛菌科クリニック	弘前市大字桔梗野一丁目四の二〇	〃

青森県告示第三百五十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和六年六月七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	所 在 地	年 指 月 日 定
あじさい皮ふ科クリニック	弘前市大字青山一丁目一〇の一	令和六・四・一
あさり整形外科クリニック	弘前市大字代官町五九の一	六・五・一
十和田済誠会病院	十和田市大字相坂字小林八四の一四	〃

サワカミ薬局相坂店

十和田市大字相坂字小林八三の八

〃

青森県告示第三百五十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年六月七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

区 分	名 称	所 在 地	年 変 月 日 更
変更前	弘前レディースクリニック	弘前市大字駅前町八の一大町 タウンビル三階	令和六・四・一
変更後	ともえ女性クリニック		

青森県告示第三百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和六年六月七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地
社会福祉法人 わたなへ	東津軽郡蓬田 村大字郷沢字 浜田三九七	デイサービス センターはま ゆう	東津軽郡外ヶ 浜町字蟹田川 原添二の三
認知症対応型 介護通所			
令和 六・四・九			指 定 年 月 日

青森県告示第三百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和六年六月七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

介護予防事業者		介護予防事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地
社会福祉法人 わたなへ	東津軽郡蓬田 村大字郷沢字 浜田三九七	デイサービス センターはま ゆう	東津軽郡外ヶ 浜町字蟹田川 原添二の三
認知症対応型 介護通所			
令和 六・四・九			指 定 年 月 日

青森県告示第三百五十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和六年六月七日

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地
社会福祉法人 わたなへ	東津軽郡蓬田 村大字郷沢字 浜田三九七	デイサービス センターはま ゆう	東津軽郡外ヶ 浜町字蟹田川 原添二の三
認知症対応型 介護通所			
令和 六・四・九			指 定 年 月 日

青森県告示第三百五十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和六年六月七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

介護予防事業者		介護予防事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地
社会福祉法人 わたなへ	東津軽郡蓬田 村大字郷沢字 浜田三九七	デイサービス センターはま ゆう	東津軽郡外ヶ 浜町字蟹田川 原添二の三
認知症対応型 介護通所			
令和 六・四・九			指 定 年 月 日

青森県告示第三百五十六号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和六年六月七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

加入区 の名称	届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧	
		期 間	場 所
野辺地	上北郡野辺地町字中渡六一の三 砂原 則行 上北郡野辺地町字馬門九四の三〇 齊藤 孝志 上北郡野辺地町字田狭沢一八の七 野澤 直樹	令和六年六月 七日から同月 二十一日まで	野辺地漁業 協同組合

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和六年六月七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所 在 及 び 地 番	地 目	面積（平方メートル）
三戸郡五戸町大字倉石石沢字石沢後六	田	一、八八二
三戸郡五戸町大字倉石石沢字石沢後九九	田	二、六二〇

二 利用権の内容

農 地 の 区 分	利用権の内容
三戸郡五戸町大字倉石石沢字石沢後六	賃借権
三戸郡五戸町大字倉石石沢字石沢後九九	賃借権

三 利用権の始期及び存続期間

農 地 の 区 分	利用権の始期	存続期間
三戸郡五戸町大字倉石石沢字石沢後六	令和六年七月一日	五年
三戸郡五戸町大字倉石石沢字石沢後九九	令和六年七月一日	五年

四 借賃に相当する補償金の額

農 地 の 区 分	借賃に相当する補償金の額（円）
三戸郡五戸町大字倉石石沢字石沢後六	六四、五〇〇
三戸郡五戸町大字倉石石沢字石沢後九九	九〇、〇〇〇

五 補償金の支払の方法

利用権の始期までに利用権を設定すべき農地の所在地の供託所に補償金を供託す

六 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報

農 地 の 区 分	所有者等に係る情報
三戸郡五戸町大字倉石石沢字石沢後六	平成二十三年七月に登記名義人が死亡し、所有者が確認できない状態となっている。
三戸郡五戸町大字倉石石沢字石沢後九九	平成二十三年七月に登記名義人が死亡し、所有者が確認できない状態となっている。

県営土地改良事業計画の変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、二股地区の県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならぬこととされている。

令和六年六月七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 縦覧に供する書類
- 土地改良事業計画書の写し
- 縦覧の期間
- 令和六年六月十日から同年七月五日まで
- 三 縦覧の場所

今別町役場

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、浅瀬石川土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和六年六月七日

中南地域県民局長 雪 森 正 三

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退任 の年月日
理 事	鳴海 隆弘	黒石市大字浅瀬石字清川五五の一	令和六・五・一九就任
〃	成田 一二三	北津軽郡板柳町大字深味字深宮四九の三	〃
〃	成田 昭光	南津軽郡藤崎町大字矢沢字豊成五番囲一五の二	〃
〃	石澤 孝知	黒石市ぐみの木一丁目八四	〃
〃	木村 初代	〃 道北町八七の二	〃
〃	今井 芳美	平川市八幡崎本林一五	〃
〃	白戸 陽平	南津軽郡田舎館村大字境森字佃一一七	〃
〃	今 照子	北津軽郡鶴田町大字沖字岡田三一六の一	〃
〃	山本 久行	南津軽郡田舎館村大字大曲字早稲田四の二	〃
〃	北山 一衛	黒石市大字浅瀬石字清川二四二の九	〃
〃	成田 修逸	北津軽郡板柳町大字常海橋字駒田一八三の八	〃
〃	佐々木 千賀志	〃 大字五幾形字米ヶ島二の一	〃

令和六・五三 第七七八号付録	発行年月日 発行番号
目録	区分
一	ページ
上	段
一	行
定例第七百四十三号から第七百五十四号まで	誤
定例第七百四十三号から第七百五十五号まで	正

總務文書課

今井	文雄	平川市町居南田三五の三	〃
館野	哲雄	黒石市大字下目内澤字目内澤堰末一八	〃
野呂	武壽	〃 追子野木二丁目一九一の二	〃
工藤	文夫	南津軽郡田舎館村大字東光寺字前田三四の一	〃
佐藤	有正	黒石市大字石名坂字館二一	〃
小野	朋文	平川市猿賀浅井一〇の一	〃
齊藤	公郎	〃 町居山元一四〇	六・五・八退任
成田	一二三	北津軽郡板柳町大字深味字深宮四九の三	〃
成田	修逸	〃 〃 大字常海橋字駒田一八	〃
山本	久行	南津軽郡田舎館村大字大曲字早稲田四の二	〃
山口	辰弘	平川市新屋町上沢田一の一	〃
佐々木	千賀志	北津軽郡板柳町大字五幾形字米ヶ島二の一	〃
花田	賢一	南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字南一本柳二二	〃

〃	館野 哲雄	黒石市大字目内澤字目内澤堰末一八	〃
〃	小杉 繁一	南津軽郡藤崎町大字藤崎字村岡一二	〃
〃	北山 一衛	黒石市大字浅瀬石字清川二四二の九	〃
〃	石澤 孝知	〃 ぐみの木一丁目八四	〃
〃	鳴海 隆弘	〃 大字浅瀬石字清川五五の一	〃
監 事	工藤 長一郎	平川市金屋中松元二五の二	〃
	成田 政広	北津軽郡板柳町大字夕顔関字西田六七 の二一	〃
〃	小坂 総元	〃 鶴田町大字沖字片田野六の一	〃
〃	今井 文雄	平川市町居南田三五の三	〃

正

誤

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県号	
(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一番七 東奥印刷株式会社	
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十八円九十銭